

令和 7 年執行
第 2 7 回参議院議員通常選挙

不在者投票事務取扱要領
(不在者投票施設用)

高知県選挙管理委員会

目 次

凡 例	法 令 県 選 管 市 町 村 選 管	公職選挙法 公職選挙法施行令 高知県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会
-----	------------------------------	---

	はじめに	1
第 1	不在者投票を行うことができる者	2
1	一般の不在者投票	2
2	病院、老人ホーム等における不在者投票	2
3	刑事施設等における不在者投票	3
4	郵便等による不在者投票	3
第 2	不在者投票管理者	4
1	不在者投票管理者の業務	4
2	不在者投票管理者の選挙運動の制限	5
3	不在者投票管理者の職務代理者	5
4	投票立会人の選任	5
5	事務従事者の選任	6
6	投票記載所の設備（投票の秘密の保持）	6
7	選挙運動用ポスター等の掲示の禁止	7
第 3	不在者投票期間	9
1	不在者投票ができる期間	9
2	不在者投票施設において不在者投票を行う場合の留意事項	9
第 4	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求及び交付並びに投票	11
1	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求手続	11
2	代理請求手続きによる不在者投票（不在者投票管理者による請求）	11
3	本人請求手続きによる不在者投票	16
4	特別な投票	17
5	不在者投票に要する経費	20
6	その他	21

別記様式例

- 別記様式 1-1 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙投票用紙（見本例）
- 別記様式 1-2 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙（見本例）
- 別記様式 2-1 不在者投票用内封筒
- 別記様式 2-2 不在者投票用外封筒（参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙）
- 別記様式 2-3 不在者投票用外封筒（参議院比例代表選出議員選挙）
- 別記様式 3 請求書並びに宣誓書
- 別記様式 4 不在者投票証明書
- 別記様式 5 不在者投票証明書用封筒
- 別記様式 6 請求書
- 別記様式 7 送付書
- 別記様式 8 選挙人名簿登録証明書（船員）
- 別記様式 9 不在者投票用紙等の請求依頼書
- 別記様式 10 不在者投票送致書
（不在者投票送致書裏面）
- 別記様式 11 送致日誌
（送致日誌記載事項）
- 別記様式 12 不在者投票明細書（指定病院等用）

外部立会人関係様式例

外部立会人様式 1	外部立会人選定依頼
外部立会人様式 2-1	外部立会人選任通知
外部立会人様式 2-2	外部立会人の職務の概要
外部立会人様式 3	外部立会人明細書
外部立会人様式 3 参考	領収書参考様式
参考	外部立会人依頼等の流れ

【はじめに】

各種選挙における不在者投票事務の管理執行につきまして、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この事務取扱要領は、不在者投票施設において不在者投票事務に携わる方の手引書として作成したものです。不在者投票管理者、不在者投票立会人、不在者投票事務従事者として投票事務につかれる方は、この要領をよく読まれ、適正に不在者投票を執行してください。

【本要領における各施設名称の定義】

老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
国立保養所	厚生労働省組織令第149条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるもの
身体障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者を入所させる施設
保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設

(注) 上記の施設及び令第55条第2項の規定により県選管が指定する病院並びに刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所が、不在者投票施設として不在者投票を行わせることができる施設であり、本書では「指定病院等」という略称表記を使用しています。

第 1 不在者投票を行うことができる者

1 一般の不在者投票

(1) 不在者投票ができる場合(法 49①)

選挙人で、法第 48 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの事由のいずれかに該当すると見込まれ、選挙期日(投票日)の当日に自ら投票所に行き投票を行うことが困難であると認められる者が不在者投票を行うことができます。

(2) 法第 48 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの事由

ア 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事する場合(1 号事由)

総務省令で定める用務＝葬式の喪主等冠婚葬祭の主催をする者、その者の親族
その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務

イ 総務省令で定める用務以外の用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在する場合(2 号事由)

ウ 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難な場合又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されている場合(3 号事由)

歩行が困難な場合＝身体的な要因から歩行ができない場合だけでなく、身体的には歩行が可能でも 1 人で外出させることが困難であり、外出には付添いが必要な場合を含みます。

エ 交通至難の島その他総務省令で定める地域に居住又は滞在する場合(4 号事由)

オ その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住する場合(5 号事由)

カ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難である場合(6 号事由)

2 病院、老人ホーム等における不在者投票

※ 病院、老人ホーム等とは、令第 55 条第 2 項の規定により県選管が指定した病院と 1 頁の表にある施設をいいます。

※ 1 頁の表の「老人ホーム」のうち、特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設については、「特別養護老人ホーム」として指定されていたとしても、別途「老人短期入所施設」として指定されていなければ不在者投票を行うことができませんので、ご注意ください。

(1) 不在者投票ができる事由

ア 選挙人が用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在する場合(2 号事由)

当該施設の所在地が、その選挙人の属する投票区の区域外にある場合

イ 選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難である場合又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所

に收容されている場合（３号事由）

選挙人が投票日当日歩行が困難であると予想される場合

※当該施設の所在地が選挙人の属する投票区の区域の内外であるかどうかは問いません。投票日当日、歩行が困難であるかどうかの判断は、不在者投票管理者が行います。

（２） 投票日当日、歩行が容易な選挙人の不在者投票

ア 当該施設の所在地が選挙人の属する投票区の区域外にある場合は、当該施設において不在者投票を行うことができます（２号事由）。

イ 当該施設の所在地が選挙人の属する投票区の区域内にある場合は、当該施設においては不在者投票を行うことができません。この場合には、選挙人名簿に登録されている投票所に出向いて投票を行います。このとき、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に投票を行う場合には、不在者投票ではなく期日前投票（法第４８条の２）となります。

（３） 入院患者に付き添っている選挙人や施設の従業員等の不在者投票

不在者投票事由に該当する場合でも、当該病院、老人ホーム等では不在者投票を行うことができません。選挙人名簿に登録されている市町村選管に出向いて期日前投票を行うか、選挙人名簿に登録された市町村選管が病院、老人ホーム等の所在地とは別の場合には、自ら手続きすることで病院、老人ホーム等の所在地市町村選管での不在者投票を行うことができます。

３ 刑事施設等における不在者投票

刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所に收容されている選挙人は、收容の事実をもって３号事由に該当し、当該施設において不在者投票を行うことができます。

こうした選挙人は、当該施設の所在場所や投票日当日に歩行ができるか否かにかかわらず、当該施設において不在者投票を行うことができます。

４ 郵便等による不在者投票

（１） 郵便等投票ができる選挙人（法 49②、令 59 の 2）

選挙人で身体に重度の障害がある者で郵便等投票証明書の交付を受けている者

- ・身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者で令５９の２に該当する者
- ・戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷病者で令５９の２に該当する者
- ・介護保険法第７条第３項に規定する要介護者については、被保険者証に要介護５として記載されている者

（２） 郵便等投票を行う選挙人の不在者投票

指定病院等の選挙人の郵便等による不在者投票の手続きは、その申請から不在者投票の送付まですべて選挙人自らが行うことになりますので、不在者投票施設が不在者投票の手続きに関与することはありません。

第2 不在者投票管理者

1 不在者投票管理者の業務

(1) 主な業務

ア 不在者投票事務に従事する者の指揮監督

イ 不在者投票事務全般の管理執行

(ア) 不在者投票事務の事務分担等をあらかじめ定めておき、事務処理を正確かつ円滑に行うこと。

(イ) 投票立会人(1人以上)、代理投票における補助者(2人)及び事務従事者(人数制限なし)には、事前にそれぞれの職務内容を説明し理解させること。

(ウ) 選挙人が自由な意思で投票できるようにするため、投票記載所内には選挙人と不在者投票事務関係者以外の者を立ち入らせないこと。

(2) 主たる事務

ア 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。

イ 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。

ウ 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。

エ 投票立会人を選任し、不在者投票に立ち会わせること。

オ 不在者投票記載場所の設備を行うこと。

カ 代理投票の申請を受け、その許可を決定すること。

キ 投票済の不在者投票を市町村選管に送致すること。

(3) 不在者投票管理者となる者

ア 病院、老人ホーム等……病院又は施設の長(以下「病院長等」という。)

イ 刑事施設等 …………… 刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院又は少年鑑別所の長(以下「刑事施設長等」という。)

(4) 不在者投票の管理

不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとに行うことが必要です。

「不在者投票管理者の管理のもと」とは、不在者投票管理者が必ずしも不在者投票の行われる場所にいる必要はないが、常に不在者投票を管理できる(何かあればすぐ赴いて判断、指示ができる)体制になければならないことを意味します。

2 不在者投票管理者の選挙運動の制限

地位利用による選挙運動の禁止(法 135②)

不在者投票管理者は、不在者投票に関してその職務上(日常の職務上)の地位を利用して選挙運動を行うことができません。

《留意事項》

- ・投票は公正に行われなければならないものであり、職務上の地位を利用していないからといって、当該施設の不在者投票管理者が特定の候補者等に有利な言動を行うことは適当ではありません。
- ・不在者投票施設においては、当該施設で不在者投票が行える選挙人に、特定の候補者や政党その他の政治団体に有利になることが行われていると受け取られることがないように注意してください。

3 不在者投票管理者の職務代理人

(1) 職務代理が生じる場合

- ア 病院長等が候補者となった場合
- イ 病院長等が外国人である場合
- ウ 病院長等に事故があり若しくは欠けた場合

(2) 職務代理人

- ア 病院、老人ホーム等

病院長等の職務を代理すべき者（医師等でなくても可）、副施設長等

《留意事項》

- ・病院長等が出張等により不在の場合も、病院長等の職務を代理すべき者、副施設長等が不在者投票管理者の職務を行うこととなります。

- イ 刑事施設等

刑事施設長等の職務を代理すべき者

《留意事項》

- ・出張等により不在の場合も同様です。

4 投票立会人の選任

(1) 選任者

不在者投票管理者

(2) 人数

- ア 不在者投票には、必ず1名以上の投票立会人が必要です。

- イ 不在者投票管理者、事務従事者、代理投票の補助者は、投票立会人を兼ねることができません。違法な手続きのもとで行われた不在者投票は無効となります。

- ウ 要件

選挙権を有する者であること。

「選挙権を有する者」とは

18歳以上の日本国民で公民権の停止を受けていない者という意味であり、選挙人名簿に登録されていることは要件ではありません。

(3) 投票立会人の職務

ア 投票の点検から受理まで不在者投票のすべての手続きに立会し、各手続きが公正に行われているかどうかを確認します。

イ 代理投票の際に、不在者投票管理者から意見を求められたときに意見を述べることができます。

ウ 不在者投票用外封筒の裏面に署名（記名押印は不可）を行います。

《留意事項》

- ・投票立会人の立会いがないまま行われた不在者投票は無効であり、選挙無効の原因となります。

(4) 外部立会人の導入

不在者投票の実施にあたっては、市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされていますので、可能な限り外部立会人の導入に努めてください。

なお、市町村選挙管理委員会に外部立会人の選定を依頼する場合の手続きは、「外部立会人の依頼等の流れ」（本冊子最終ページ参照）のとおりです。

5 事務従事者の選任

(1) 選任者

不在者投票管理者

(2) 人数

代理投票の補助者にも充てることを考慮すれば、最低3人は必要となります。

(3) 事務従事者の職務

不在者投票を行う際に投票事務を行います。

6 投票記載所の設備(投票の秘密の保持)

(1) 投票記載所の設備を施す者

不在者投票管理者

(2) 設備に当たって留意すべき事項

ア 投票の秘密を保持できる十分な場所を確保すること。

イ 投票用紙の交換、その他不正な行為が行われないようにすること。

ウ 他人が選挙人の投票の記載を見ることを防止する方策を講じること。

※投票を記載する机には衝立を立てて選挙人の投票内容が見えないようにしてく

ださい。

エ 投票記載所から外部を見渡すことができないようにすること。

オ 選挙人以外の者が自由に出入りする部屋では行わないこと。

※食堂や待合ロビー室等に仕切り等を行い投票記載所として使用することはできません。

カ 事務従事者や立会人の座る場所と投票記載台の間には適当な距離をおき、選挙人に威圧感や監視されているような印象を与えたりしないこと。

キ 別途送付する「投票にあたって注意していただきたい事項」（巻紙）を必ず投票記載所内の適当な箇所に掲示すること。

（３） ベッド、病室等における投票

ア 指定病院等で施設内に設けた投票記載所まで歩行できない選挙人がある場合のベッド等における投票

《留意事項》

- ・ ベッド等における投票は、あくまで例外的な取扱いですので、安易な運用を行わないようにしてください。

イ 投票方法

不在者投票管理者、立会人（１人以上）、事務従事者が各室を廻って、ベッドの上又はその者の居室で投票を行うこととなります。

《留意事項》

- ・ 投票の秘密の保持には十分な注意を払ってください。
- ・ 投票の取扱いは特に慎重に行ってください。

７ 選挙運動用ポスター等の掲示の禁止

（１） 候補者の氏名等の掲示の禁止

ア 不在者投票施設における不在者投票は、投票所における候補者等の氏名等の掲示は一切できません。

市町村選管委員長が管理する不在者投票については、氏名掲示が明文をもって規定されているため行えることとなっています。（法 175②）

イ 候補者の氏名や政党等の名称やその氏名や名称が類推されるような事項を記載したポスター、ビラ、雑誌等は、投票記載所からすべて取り除いてください。

窓から市町村選管が設置したポスター掲示場や政党等のポスター、ビラが見渡せるような場合には、カーテンを閉めるなどして候補者の氏名や政党等の名称等が認められないような配慮をお願いします。

（２） 選挙人が候補者の氏名等を確認する方法

不在者投票が行われる部屋とは別の部屋や投票記載所の入口に候補者及び政党等を紹介した新聞記事、立候補届出等一覧表、選挙公報等を置いておき、選挙人にはこれらの参考資料を確認して、投票させるようにしてください。

《留意事項》

- ・県選管は、立候補の受付終了後、立候補届出等一覧表(選挙区選挙・比例代表選挙)を施設に送付します。

(3) ベッドや病室等でのポスター等の掲示の禁止

ベッドや居室で不在者投票を行わせる場合にも、投票の記載を行う部屋と同一の取扱いとなります。

第3 不在者投票期間

1 不在者投票ができる期間

(1) 不在者投票期間

ア 不在者投票ができる期間

7月4日(選挙期日の公示日の翌日)から7月19日(選挙期日の前日)まで

※ 不在者投票は、選挙期日の当日の投票所が閉まる前に、投票所の投票管理者のもとに届かなければ受理されませんので、不在者投票はできるだけ早めに行い、時間的な余裕をもって市町村選管に送致する必要があります。

イ 不在者投票ができる期日の直前における不在者投票

7月19日(選挙期日の前日)までは法的に不在者投票を行うことができますので、選挙人から不在者投票の申出があれば、これを拒否することができません。

《留意事項》

- ・不在者投票ができる期日の直前に申し出があった場合、不在者投票施設は、速達で郵送するなど不在者投票施設としてできる限りの便宜を図ったうえで通常の手続きを行えば、仮にその不在者投票が選挙期日の当日、投票管理者のもとに間に合わなかったとしても、その責任を問われることはありませんので、投票及び送致の手続きを必ず行ってください。

(2) 不在者投票を取り扱う時間

午前8時30分から午後5時まで

《留意事項》

- ・午前8時30分以前や午後5時以降になされた不在者投票は無効であり、これを正規の不在者投票として市町村選管に送致することは、選挙無効の原因となります。
- ・市町村選管に不在者投票用紙等を選挙期日の公示日前に請求した場合には、当該市町村選管の定めるところにより公示日前に郵送を開始することが認められているため、郵便事情により公示日前に配達されることが考えられます。しかしながら、この場合にあっても、不在者投票を行うことができるのは、あくまで公示日の翌日からとなりますので、公示日の翌日以後に投票させなければなりません。これを無視して公示日の翌日より前に行われた不在者投票は無効であり、選挙無効の原因となるので注意してください。

2 不在者投票施設において不在者投票を行う場合の留意事項

期間中の任意の日を定めて投票を行う場合

ア 選挙人に対して事前に日時を十分に周知して実施してください。

イ 投票時間についても、選挙人の便宜が図られる限り任意で差し支えありませんが、法令で定められた時刻を超える（午前8時30分以前にしたり、午後5時以降にする）ことは認められませんので、注意してください。

ウ ただし、不在者投票取扱期間中（公示日の翌日から選挙期日の前日までの間の午前

8時30分から午後5時まで）である限りは、選挙人から不在者投票を行いたい旨の申出があれば、（あらかじめ定めた任意の日時以外であっても）不在者投票管理者はこの申出を断ることができませんので、必ず投票させてください。

不在者投票を行うことができる期間中であるにもかかわらず、当該施設での不在者投票日が過ぎた（まだ到来していない）として、これを行わないことは、選挙無効の原因となりますので、そうしたことのないように十分注意してください。

第4 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求及び交付並びに投票

1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求手続

(1) 投票用紙及び不在者投票用封筒(以下「投票用紙等」という。)の様式

ア 投票用紙(別記様式1-1及び同1-2)

イ 不在者投票用封筒(内封筒・外封筒)(別記様式2-1及び同2-2)

(2) 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法

ア 不在者投票施設が選挙人の依頼を受け選挙人に代わって請求する場合(代理請求)

イ 選挙人自ら請求する場合(本人請求)

《参考事項》

- ・代理請求、本人請求いずれの場合も不在者投票施設における不在者投票の対象となります。

2 代理請求手続による不在者投票(不在者投票管理者による請求)

(1) 選挙人 ※不在者投票事由の発生



(2) 不在者投票用紙等の請求依頼書の作成 ※代理請求の証拠書類

ア 不在者投票管理者は、当該選挙人が不在者投票事由に該当し不在者投票を行うことができる者であるかどうか的確に判断してください(「第1 不在者投票を行うことができる者」を参照のこと。)

イ 選挙人から不在者投票用紙等の請求依頼書(別記様式9)を徴してください。

代理請求の依頼は、法令上その方法について規定はなく、口頭でも足りませんが、選挙争訟の提起があった場合に、不在者投票の有効性の立証にあたり、文書でこの旨を確認できる重要な資料となります。したがって、代理請求の依頼は、不在者投票用紙等の請求依頼書により必ず行ってください。

《留意事項》

- ・選挙人が身体の障害等の事由により、「不在者投票用紙等の請求依頼書」を自書できない場合には、施設側が代わって作成し、これを選挙人に読み聞かせることにより確認してください。この場合、その旨を「不在者投票用紙等の請求依頼書」の余白に注記してください。



(3) 不在者投票管理者



(4) 請求書の作成(3部複写様式) ※選挙人名簿に登録された市町村別に作成

ア 請求は、直接又は郵便いずれの方法によっても行うことができます。

イ 県選管の交付した請求書(別記様式6)により行ってください。

ウ 請求書は、2枚の請求書と、1枚の送付書(別記様式7)の3枚で1組となっており、まず線で囲まれた枠内に必要事項を(3部同一複写)記入します。

なお、3枚目の送付書の左下に不在者投票管理者(院長、施設長等)を記

載する欄がありますので（ゴム印可）、漏れのないようにお願いします。

- ・※印の箇所は市町村選管の記入欄ですので、記入しないでください。
- ・点字による投票を希望する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

エ 請求書は、市町村選管ごとに作成してください。

オ 請求書の様式は、3枚複写の印刷になっていますので、記入の際は、送付書の下に厚紙等を使用し、下の様式に写らないように注意してください。

カ 選挙人が船員である場合は、選挙人名簿登録証明書（別記様式8）を請求書に添付してください。

キ 複写後一番上の1枚を控えとして残し、あとの2枚（請求書・送付書）を選挙人名簿に登録された市町村選管委員長に対して送付してください。

ク 投票用紙等の請求時期

7月3日（選挙期日の公示日）の前から請求できますので、早めに手続きを進めてください。ただし、投票用紙等の交付後の保管は厳重にしてください。

《請求書の送付後に係る留意事項》

- ・不在者投票管理者は、市町村名、選挙人氏名及び請求日等を、送致日誌（別記様式11）に記載してください。



（5）請求書の送付 ※選挙人名簿に登録されている市町村別に請求



（6）市町村選管委員長



（7）投票用紙等の交付決定 ※市町村選管



（8）投票用紙等の交付

ア 不在者投票施設から請求を受けた市町村選管は、不在者投票施設に対して直接又は郵便により投票用紙等を交付します。

イ 本人請求の場合は、不在者投票証明書（別記様式4）が交付されますが、代理請求の場合は、不在者投票証明書が交付されません。



（9）不在者投票管理者



（10）投票用紙等の交付

《不在者投票管理者が投票用紙等の交付を受けた場合における留意事項》

ア 不在者投票管理者は、直ちに選挙人に投票用紙等を交付してください。

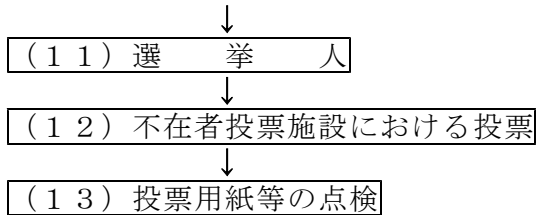
直ちに交付しなければならないことは法令で直接規定されており、不在者投票を行う前に選挙人が誤って記入することを防ぐ趣旨であっても、不在者投票当日になって手渡すことは違法であり、選挙無効の原因となります。

不在者投票は、あらためて当該不在者投票管理者の管理のもとに行うので、選挙人に対しては、不在者投票を行うまで投票用紙等には、何も記入

しないよう指示してください。

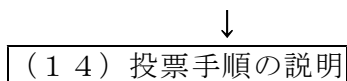
- イ 交付する投票用紙等が選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村選管から送付のあったものであるかどうか必ず確認のうえ交付してください。

別の市町村選管から送付されたものを交付したため、当該不在者投票が無効となった事例が、過去において少なからずあります。交付するときは、その選挙人の属する市町村を確認し、確実に投票用紙とその選挙人の属する市町村選管の不在者投票用封筒(封筒の下の方の「投票区」欄に市町村名が記載されている。)を交付してください。



【確認事項】

- ア 用紙が所定のものであるかどうか。
- イ 選挙人本人であるかどうか。
本人でないことが明白なときは投票させることができません。
- ウ 投票用紙に候補者等の氏名等が記載されていないか。
- ・提示された投票用紙にすでに何らかの記載がなされている場合には、この投票用紙を投票したものとして受理することができません。不在者投票を行うべき場所以外で記載された投票は無効となります。
 - ・投票用紙に氏名等が記載されている場合には、投票用紙等をいったん回収し、その選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村選管にその旨を連絡し、返送のうえ再交付の請求を行い、改めて投票させてください。



- ア 投票用紙の書き違いを未然に防止するため、投票の順序は、まず参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙を行い、次に参議院比例代表選出議員選挙を行うこと。
- イ 投票用紙には、
- (ア) 選挙区選挙の場合には、候補者1人の氏名を自書する。
 - (イ) 比例代表選挙の場合には、参議院名簿登載者1人の氏名又は参議院名簿届出政党等である政党その他の政治団体1つの名称もしくは略称のいずれか1つを自書する。
- ウ 投票用紙をそれぞれの選挙用の不在者投票用内封筒(小さい方の封筒)に入れて封をすること。
- エ 封をした内封筒をそれぞれの選挙用の不在者投票用外封筒(大きい方の封筒)に入れて封をすること。
- オ それぞれの選挙用の不在者投票用外封筒の「投票者」欄に自分の氏名を自書して、直ちに当該封筒を不在者投票管理者に対して提出すること。

《留意事項》

- ・「投票者」欄に選挙人の氏名の自書がない場合、理由のいかんを問わず不在者投票は受理されませんので特に注意してください。
- ・不在者投票用外封筒が間違いなくその選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村選管のものであるか十分確認してください。別の市町村選管の封筒を使用した場合は、その投票が無効となります。

【選挙人が点字投票を行う場合】

不在者投票用外封筒の表面への氏名の記載は、投票用紙を封筒へ入れる前に点字を行わせてください。投票用紙を入れた後で点字を打つと、中の投票用紙を傷つけるおそれがあるためです。



(15) 投票の記載



(16) 投票用紙等の提出



(17) 外封筒記載事項の確認

【投票済不在者投票用外封筒の確認】

ア 外封筒が封をされているか。

封をされていない場合は、選挙人に封をさせてください。

イ 外封筒に選挙人の氏名の記載があるか。

選挙人の氏名の記載のない不在者投票は無効となりますので、十分確認を行い、選挙人の氏名の記載がない場合は、選挙人に自署させてください。事務従事者や不在者投票管理者が代わって書くことは選挙無効の原因となります。

《留意事項》

- ・選挙人の不在者投票上の不備は、必ずその場で補正させなければならず、不在者投票が終了した後、不備に気づき不在者投票施設側で補正して市町村選管に送付することは、選挙無効の原因となります。

【不在者投票用外封筒裏面の記載事項】

ア 選挙人が投票した年月日及び投票場所(施設の名称)

イ 不在者投票管理者の職名及び氏名

施設の名称、不在者投票管理者の職名、氏名についてはゴム印でも差し支えありません。

ウ 投票立会人による氏名の自署

投票立会人の氏名は、投票立会人自らが署名(自署)してください(ゴム印等を押すことはできません。)

《留意事項》

- ・外封筒の必要記載事項が欠けたものは、投票管理者において形式的に不受理となります。
- ・不要な記載や捺印は行わないでください。

- ・外封筒の記載において、はしり書きや文字が薄いことにより判読しづらいものがたまに見受けられますので、記載にあたっては、濃いめのボールペン等を使用し楷書体により記載してください。

【送致日誌への記載】

各不在者投票の行われた月日等については、送致日誌(別記様式 11)に記載してください。



(18) 不在者投票の保管・送致

【市町村選管に対する送付】

- ア できるだけ1日分ずつ各市町村選管へ送付してください。
- イ やむを得ず数日分をまとめて市町村選管に送付する場合は、金庫に厳重に入れるなどして、第三者の手が加えられたりすることがないように、その保管には細心の注意を払うとともに、送致忘れがないようにしてください。

【送付の方法】

- ア 不在者投票用外封筒と不在者投票証明書(選挙人自ら請求した場合のみ)を他の適当な封筒に入れ、さらに不在者投票送致書(別記様式 10)を作成して、これを一緒に封筒に入れて封をしたうえで、その封筒の表面に「投票在中」と明記してください。
- イ 「不在者投票送致書」には、代理投票がある場合、その表面に件数を記載するとともに、裏面に補助者の氏名等を記載してください。

【送致用封筒裏面への記載事項等】

- ア 施設の所在地
- イ 名称
- ウ 不在者投票管理者の職名及び氏名
- エ 不在者投票管理者の捺印

【送付先】

選挙人名簿に登録されている各市町村選管へ送付します(この送付用の封筒は、別途県選管が交付します。)

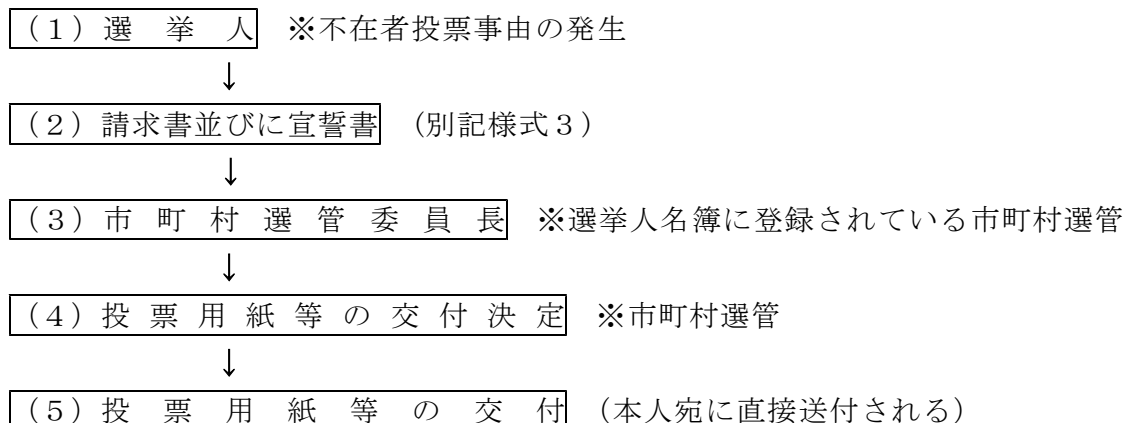
《留意事項》

- ・この送付の際には、各選挙人の投票の送付先である市町村選管を十分確認してください。誤って違う市町村選管に送付されると、その投票については受理されないこととなります。
- ・郵送で行う場合は、特定封筒郵便物の交付記録郵便(いわゆるレターパック)の使用をお願いします。また、選挙期日等をくれぐれも考慮してください。

【送付後の措置】

市町村選管に対して送付した月日を送致日誌(別記様式 11)に記載してください。

3 本人請求手続きによる不在者投票



【不在者投票証明書の取扱い】

ア 不在者投票証明書が交付されている選挙人

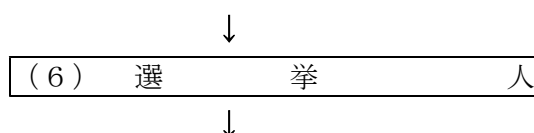
不在者投票証明書は、投票用紙等を本人請求により自ら請求した選挙人に交付されます。

不在者投票施設が代理請求した場合には、不在者投票証明書は交付されません。この場合、当該不在者投票施設で不在者投票を行うことを前提に請求が行われており、市町村選管において当該施設で不在者投票を行わせることが適当かどうかの判断が不要なためです。

イ 不在者投票証明書の点検

- ・不在者投票証明書(別記様式4)は、封筒に入ったまま選挙人に交付され、選挙人はこれを開披せずに不在者投票管理者に提示しなければなりません。
- ・自ら投票用紙等を請求した選挙人から投票用紙等の提示があった場合には、この不在者投票証明書を不在者投票証明書用封筒(別記様式5)のまま提示させてください。不在者投票証明書の提示のない者には、不在者投票を行わせることができません。
- ・不在者投票証明用封筒が開披されていないかどうかを確認してください。すでに開披されている場合は、理由の如何にかかわらず不在者投票を行わせることができません。
- ・開披されていない場合の手続き
 - ①不在者投票管理者が封筒を開きます。
 - ②不在者投票証明書の「投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄をみて、その記載が当該不在者投票施設と一致するかどうか確認してください。

一致しない場合には、投票させることもできますが、選挙人にその理由を聞き、不在者投票証明書の余白に記録する等の措置をとってください。



(7) 不在者投票施設における投票

《留意事項》

- ・選挙人は、投票を行うべき不在者投票施設の名称を申し立てなければならず、また、点字投票をしようとするときはその旨もあわせて申し立てなければならないことになっています。

以下、代理請求手続きによる不在者投票の手続き (13) から (18) と同様

4 特別な投票

(1) 代理投票

ア 代理投票ができる者

心身の故障その他の事由により自らは投票用紙に自書できない選挙人

イ 代理投票の方法

① 選挙人から代理投票の申請(口頭でもできます。)



② 不在者投票管理者



③ 選挙人について代理投票を認めるかどうかの判断(投票立会人の意見を聞く)

《留意事項》

- ・代理投票をさせるかどうかの判断を行う者は、不在者投票管理者であって、投票立会人は意見を述べるにとどまります。
- ・不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて代理投票を認めるかどうかを判断してください。
- ・代理投票を認める理由がないと判断したときは、代理投票を拒否します(これは代理投票により投票することを拒否するということであって、投票そのものを拒否するものではありません。したがって、本人が自書して投票を行うのであれば投票することができます。)
- ・代理投票を拒否された選挙人に不服があるときや代理投票させることについて投票立会人に異議があるときは、後述の代理投票の仮投票を行わせてください。



④ 代理投票の決定



⑤ 不在者投票管理者による2人の補助者の選任(本人の承諾が必要)

《留意事項》

- ・補助者は、必ず投票記載所において投票の事務に従事する者の中から2人を選任します。投票管理者、投票立会人、投票の事務に従事していない者(ご家族など)を補助者として選任することはできません。



⑥ 補助者のうち1人の立会いのもとに他の1人が代理記載

- ・投票記載所で選挙人の指示する

選挙区選挙の場合には候補者 1 人の氏名

比例代表選挙の場合には参議院名簿登載者 1 人の氏名又は参議院名簿届出
政党等である政党その他の政治団体の 1 つの名称若しくは略称のいずれか
1 つを投票用紙に記載します。

《留意事項》

- ・選挙人の投票しようとする候補者等の確認は、大声で言ったりせず、投票の
秘密の保持に注意してください。



⑦ 不在者投票用封筒に入れて封をする

- ・まず内封筒に入れて封をし、次に外封筒に入れて封をします。



⑧ 外封筒の表面に選挙人の氏名を記載

- ・外封筒に記載する氏名は選挙人の氏名のみで、代理記載人の氏名は記載しな
いください。代理記載人の氏名を併せて記載すると、代理投票の仮投票と
みなされます。



⑨ 不在者投票管理者へ提出

ウ 代理投票を行った場合の措置

代理投票の件数を記録して送致日誌(別記様式 11)の備考欄に記載しておき、不
在者投票送致書(別記様式 10)に記載(裏面にも記載が必要です。)して、市町村選
管に対して報告してください。

(2) 代理投票の仮投票

ア 代理投票の仮投票を行わせる場合

(ア) 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき。

(イ) 代理投票をさせることについて、投票立会人に異議があるとき。

《留意事項》

- ・投票立会人は、不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて異議を
となえることができません。代理投票を拒否され、選挙人が納得したときは、
代理投票の仮投票は行われません。

イ 不在者投票における仮投票制度

代理投票の仮投票ができるだけです。

《留意事項》

- ・不在者投票管理者には、選挙人の選挙権の有無を判断する権限がないので、
投票日当日の投票所における投票そのものを拒否したときに行われる仮投票
(法 50)の規定は、不在者投票には適用されません。

ウ 代理投票の仮投票の方法

① 選挙人から代理投票の申請



② 不在者投票管理者



③ 代理投票の決定又は代理投票の拒否



④ 投票立会人の異議又は選挙人の不服



⑤ 代理投票の仮投票



⑥ 不在者投票管理者による 2 人の補助者の選任(本人承諾必要)

- ・ 補助者は、必ず投票記載所において投票の事務に従事する者の中から 2 名を選任します。投票管理者、投票立会人、投票の事務に従事していない者（ご家族など）を補助者として選任することはできません。



⑦ 補助者のうち 1 人の立会のもとに他の 1 人が代理記載

- ・ 投票記載所で選挙人の指示する
選挙区選挙の場合には候補者 1 人の氏名
比例代表選挙の場合には参議院名簿登載者 1 人の氏名又は参議院名簿届出政党等である政党その他の政治団体の 1 つの名称若しくは略称のいずれか 1 つを投票用紙に記載します。

《留意事項》

- ・ 選挙人の投票しようとする候補者等の確認は、大声で言ったりせず、投票の秘密の保持に注意してください。



⑧ 不在者投票用封筒に入れて封をする

- ・ まず内封筒に入れて封をし、次に外封筒に入れて封をします。



⑨ 外封筒の表面に選挙人の氏名及び代理記載人の氏名を記載

- ・ 外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して、さらに代理記載をした補助者の氏名を表面左下段に「代理記載人〇〇」と記載します。



⑩ 不在者投票管理者へ提出

エ 代理投票と代理投票の仮投票の違い

外封筒への代理記載人の氏名の記載の有無にあります。

オ 代理投票の仮投票を代理投票と認める機関

投票管理者

《留意事項》

- ・ 市町村選管から参考として事情を照会されることがあるので、どういう経過で代理投票の仮投票となったかを確認しておき、送致日誌(別記様式 11)の備考欄に記載してください。

(3) その他

点字投票の場合に使用する点字器については、不在者投票施設側で準備しなければならず、点字器がないことを理由に、点字投票を拒むことができません。

点字器を備えていない施設にあって点字投票の申立てがあるときは、所在地の市町村選管から借りる等の措置を講じてください。

5 不在者投票に要する経費

(1) 負担する金額

ア 投票を行った選挙人1人について、1,236円を県から交付します。

《留意事項》

- ・選挙人が、選挙区選挙及び比例代表選挙の2つの不在者投票を行った場合であっても、経費の交付対象となる選挙人の人数は1人として計算します。
- ・国政選挙にあっては、高知県外の入院(所)者が貴施設において不在者投票を行った場合、不在者投票特別経費を負担するのは高知県選挙管理委員会となりますので、別途交付する不在者投票明細書に必要事項(都道府県名と市町村名)を記載のうえ請求してください。

イ 市町村選管会から紹介を受けた外部立会人の立ち会いに要した経費(謝金)については、次の額を上限として県から実費を交付します。

1,458円×立会時間数(実績)

《留意事項》

- ・立会時間数に1時間未満の端数があるときは、時間数は1時間とします。
 - ・立会時間数が8時間を超える場合は、12,400円を上限とします。
 - ・給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄が適用になるため、一定額(※)以上の支払いとなる場合には、所得税を源泉徴収する必要があります。
- ※令和7年の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄では、9,300円以上(立ち会い時間1日6時間超の場合)が源泉徴収の対象。

(2) 交付時期

県からの交付金の交付は、選挙終了後一定の期間後となります。

《留意事項》

- ・交付には事務手続きの関係上相当の日数がかかりますので、ご了承ください。

(3) 交付請求手続き

別途交付する「不在者投票明細書(指定病院等用)」(別記様式12)及び「外部立会人明細書(指定病院等用)」(外部立会人様式3)に必要事項を記載のうえ、選挙終了後に県選管へ提出してください。

「外部立会人明細書(指定病院等用)」(外部立会人様式3)には、外部立会人の謝金等の領収書の写しなどを添付してください。

《留意事項》

- ・「不在者投票明細書(指定病院等用)」(別記様式12)の不在者投票を行った選挙人の数は、市町村に対して送付した不在者投票者の数と合致します。もし、

合致しない場合は、照会させていただくことがあります。

- ・「不在者投票明細書(指定病院等用)」は、不在者投票が0件の場合も、該当ない旨明記して県選管に提出してください(「外部立会人明細書(指定病院等用)」の提出は不要。)
- ・不在者投票が1件以上あった場合で、外部立会人の立ち会いを行わなかった場合には、「外部立会人明細書(指定病院等用)」に該当ない旨明記して県選管に提出してください。

(4) 交付方法

銀行振込み

振込先の金融機関名(郵便局は不可)と支店名、振込口座と名義(施設名義の口座であること。)を記載してください。

6 その他

(1) 未使用の投票用紙等の取扱い

請求はしたけれども選挙人が投票をせず、未使用のままとなった投票用紙等については、速やかに市町村選管へ返却してください。

返却の際は、不在者投票送致書(別記様式10)の裏面に、当該返却に係る選挙人の氏名等を記載してください。

(2) 関係書類の保存

代理請求の際に選挙人から提出された請求依頼書(別記様式9)、送致日誌(別記様式11)等の関係書類については、次の参議院議員通常選挙が行われるまで大切に保存してください。

別記様式例

- 別記様式 1－1 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙投票用紙
(見本例)
- 別記様式 1－2 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙 (見本例)
- 別記様式 2－1 不在者投票用内封筒
- 別記様式 2－2 不在者投票用外封筒 (参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙)
- 別記様式 2－3 不在者投票用外封筒 (参議院比例代表選出議員選挙)
- 別記様式 3 請求書並びに宣誓書
- 別記様式 4 不在者投票証明書
- 別記様式 5 不在者投票証明書用封筒
- 別記様式 6 請求書 (選挙区及び比例代表)
- 別記様式 7 送付書 (選挙区及び比例代表)
- 別記様式 8 選挙人名簿登録証明書 (船員)
- 別記様式 9 不在者投票用紙等の請求依頼書
- 別記様式 10 不在者投票送致書
(不在者投票送致書裏面)
- 別記様式 11 送致日誌
(送致日誌記載事項)
- 別記様式 12 不在者投票明細書 (指定病院等用)
(不在者投票明細書 (指定病院等用) 2 枚目)

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙投票	
選 (注 意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書いてください。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。	
候補者氏名	高知県選挙管理委員会印

- ※ 1 この投票用紙は、薄い黄色の用紙に黒色のインクで印刷されています。
2 投票用紙は、片面にしか印刷されていません。
3 実物の投票用紙には、選挙執行年が印刷されています。

候補者氏名又は政党 その他の政治団体の 名称若しくは略称		参議院比例代表選出議員選挙投票														
	（ 注 意 ） 一 候補者の氏名を、欄内に一人書いてください。 二 候補者氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を欄内に一つ書くことができます。 <table border="1"><tr><td>高</td><td>知</td><td>県</td><td>選</td></tr><tr><td>員</td><td>挙</td><td>管</td><td>理</td></tr><tr><td>会</td><td>之</td><td>委</td><td></td></tr><tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	高	知	県	選	員	挙	管	理	会	之	委		印		
高	知	県	選													
員	挙	管	理													
会	之	委														
印																

- ※
- 1 この投票用紙は、白色の用紙に黒色のインクで印刷されています。
 - 2 投票用紙は、片面にしか印刷されていません。
 - 3 実物の投票用紙には、選挙執行年が印刷されています。

別記様式 2－1 不在者投票用内封筒

裏	表
	 (内 封 筒) 注 意 この封筒には、何も記載しないでください。 この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をしたうえ、 外封筒に入れてさらに封をしてください。

内封筒の色及び文字の色

- ※ 1 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙（薄い黄色の用紙に黒色のインク）
- 2 参議院比例代表選出議員選挙（白色の用紙に黒色のインク）

裏

表

令和 7 年執行
参議院徳島県及び高知県
選挙区選出議員選挙

不在者投票
(外 封 筒)

注意

投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。

投票者

在外選挙人の投票に使用
在外選挙人氏名

投票区	市町村
登録番号	
性別	男 ・ 女

投票年月日

令和 年 月 日

投票場所

不在者投票管理者

職名

氏名

立会人氏名

交付市町村名

交付年月日

令和 年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名

県 郡 (市) 町 (村)

外封筒の色及び文字の色
※薄い黄色の用紙に黒色のインク

裏	表						
投票年月日 令和 年 月 日 不在者投票管理者 職名 氏名 交付市町村名 令和 年 月 日 交付年月日 令和 年 月 日 船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 県 郡（市） 町（村）	 令和 7 年執行 参議院比例代表選出議員選挙 <u>不在者投票</u> （外封筒） 注意 投票者欄の氏名は必ず 自分で書いてください。 高知県選 挙管理委 員会之印 投票者 ☐ 在外選挙人の投票に使用 在外選挙人氏名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">投票区</td> <td style="width: 70%;">市町村</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性別</td> <td>男 ・ 女</td> </tr> </table>	投票区	市町村	登録番号		性別	男 ・ 女
投票区	市町村						
登録番号							
性別	男 ・ 女						

外封筒の色及び文字の色
 ※白色の用紙に黒色のインク

投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求書並びに宣誓書

私は、令和7年執行第27回参議院議員通常選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みですので、公職選挙法施行令第50条第1項又は第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

内容に不明な点がある場合には、投票資格に関する調査に同意いたします。
なお、投票は滞在地の

都道市町 府県郡村 において行いたいので、あわせて申し立てます。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 7 年 月 日

氏 名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生
現 住 所						
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)					
投票用紙等の送り先 (滞在地)	(〒 -) 連絡先 () -					

これより下欄は、選挙管理委員会が記載します。

投票区	名簿登録番号		性別	請求の方法	
			男・女	直接・郵便	本人・代理
交付の有無	交付の方法	交付の月日	不在者投票証明書の交付の有無		選挙の種類
有・無	直接・郵便	月 日	有 ・ 無		参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙
投票場所	投票の月日又は投票用紙の送付・送致を受けた月日		同 左 時 刻		立 会 人 氏 名
	月 日		午前 時 分 午後 時 分		
	月 日		午前 時 分 午後 時 分		
備考					取扱者

不在者投票証明書

選挙人の氏名	
選挙人の 生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	
その他の事項	(本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること。)
選挙	令和7年 月 日執行 第27回参议院議員通常選挙

うえのとおり証明する。

令和7年 月 日

選挙管理委員会委員長

印

裏	表
封かん箇所には 選管委員長の印 をおすこと 高知県 選挙管理委員会委員長 印	不在者投票証明書在中 選挙人氏名 注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。開封すると不在者投票はできません。

請求書

(2枚) ※うち1枚は控えとする。

選挙人 名簿に 記載 する 住所	選挙人 氏名	生 年 月 日	性別	備考	選挙 区	比 例	※ 選挙 人の		※ 処 理		※投票済 の 対 照
							投票 区	登録 番号	交 付 済	送 致 済	
		M T S H	男 ・ 女								
		M T S H	男 ・ 女								
		M T S H	男 ・ 女								

うえの選挙人は、令和7年執行の第27回参议院議員通常選挙の当日、当
当
において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項にお
いて準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、うえの選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投
票用封筒の交付を請求します。

にあるため、

令和 7 年 月 日

住 所

船長、病院長、老人ホームの長、国立保養所長、身体障害者支援施設の長、
保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、
少年鑑別所の長（代理人）

氏 名

市 選挙管理委員会委員長 様
町
村

- 備 考
- この用紙は、3部同一複写（送付書の欄外は除く。）とし、（控え）分を残し、他の2部を市町村選挙管理委員会に提出すること。
 - ※印の欄は、不在者投票管理者は記載しないこと。
 - 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

送 付 書

選挙人 の氏名	選挙人 の住所	選挙人 の生年月日	性別	備考	選挙区	比 例	※ 選挙人の		※ 処理		※ 投票済の 対 照
							投票区	登録番号	交付済	送致済	
		M T S H	男・女								
		M T S H	男・女								
		M T S H	男・女								
		M T S H	男・女								

令和 7 年 月 日 付け請求のあったうえの選挙人の投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒を、本日送付しますの
のでご検収ください。

不在者投票の管理につきましては、厳正に取り扱うようにしてください。なお、投票しなかった場合には、すみやかに投票用紙等
の返還をしてください。

令和 7 年 月 日

選挙管理委員会委員長



様

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所

氏 名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日 交付

県 郡（市） 町（村）

選挙管理委員会委員長

印

選挙	選挙 期 日	令第53条又は 第54条の 規定による 投票用紙の 交 付	令第59条の6、第59条 の6の3又は第59条の 6の4の規定による投 票送信用紙の交付		不在者用 の 投票紙の 返 還	投票送 信の 紙の 返 還	通常 の 投 票
			船長に 対する 交 付	船員に 対する 交 付			

注 意

- 1 この証明書の有効期間は、交付の日から7年間ですので大切に保管してください。
- 2 投票所で投票する場合及び不在者投票をする場合は、必ずこの証明書を提示しなければ投票できません。また、投票送信用紙を請求する場合も、この証明書の提示が必要です。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、この証明書を返してください。
 - ・船員でなくなった場合
 - ・他の市町村の選挙人名簿に登録された場合
 - ・在外選挙人名簿に登録された場合
 - ・この証明書の交付を受けた市町村を転出後、4ヶ月を経過した場合

不在者投票用紙等の請求依頼書

令和 7 年執行の第 27 回参議院議員通常選挙の不在者投票を当 において
行いたいのので、不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の
請求を依頼します。

令和 7 年 月 日

選 挙 人

住 所（選挙人名簿に登録されている住所）

氏 名

（ 明 治 年 月 日生（性別 男・女）
大 正
昭 和
平 成

不在者投票管理者

様

不在者投票送致書

令和 7 年 月 日

_____選挙管理委員会委員長 様

団 体 名

不在者投票管理者氏名
(代 表 者)

当不在者投票管理者のもとで行った令和 7 年執行の第27回参議院議員
通常選挙の不在者投票を下記のとおり送致します。

記

1 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙

送 致 件 数	件（不在者投票は、別添のとおり）
※送致件数のうち	
代理投票	件
代理投票の仮投票	件

2 参議院比例代表選出議員選挙

送 致 件 数	件（不在者投票は、別添のとおり）
※送致件数のうち	
代理投票	件
代理投票の仮投票	件

(注) 1 団体名欄は、病院、施設、選管等不在者投票管理者の属する団体等の名称を記載すること。
2 ※印の欄は、うち書きとして代理投票及び代理投票の仮投票についてそれぞれ該当する
件数を記載すること。
3 投票用紙の返還及び代理投票があった場合には、裏面にその状況等を記載すること。

(不在者投票送致書裏面)

投票用紙等の返還一覧

未使用の投票用紙等の返還がある場合は、その該当者氏名等を記載してください。

返還数 件

該 当 者 氏 名	区 分	返還理由（該当する項目に○印）	備 考
	選挙区・比例	棄 権 ・ 退 院 ・ そ の 他	
	選挙区・比例	棄 権 ・ 退 院 ・ そ の 他	
	選挙区・比例	棄 権 ・ 退 院 ・ そ の 他	
	選挙区・比例	棄 権 ・ 退 院 ・ そ の 他	
	選挙区・比例	棄 権 ・ 退 院 ・ そ の 他	

- (注) 1 「区分」欄は、選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙の該当する事項を○で囲むこと。
2 返還理由がその他の場合は、「備考」欄にその理由を記載すること。

代理投票一覧

代理投票申請 選挙人氏名	区 分	補 助 者		備 考
		記 載 者 氏 名	確 認 者 氏 名	
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			
	選挙区・比例			

- (注) 1 「区分」欄は、選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙の該当する事項を○で囲むこと。
2 代理投票の仮投票である場合は、「備考」欄に「仮投票」と記載すること。

令和 7 年 執行 第 2 7 回 参議院 議員 通常 選挙

不在者投票請求及び送致日誌

病 老 身 保	人 障 害 者	ホ ー ム 支 援 施 施 施	院 ム 設 設 設 等	の 名 称	
------------------	------------------	--------------------------------------	----------------------------	-------	--

(送致日誌記載事項)

[illegible]

不在者投票明細書（指定病院等用）

市町村名		不在者投票を行った選挙人数	投票用紙等の請求は行ったが何らかの理由で不在者投票は行わなかった選挙人数	市町村名		不在者投票を行った選挙人数	投票用紙等の請求は行ったが何らかの理由で不在者投票は行わなかった選挙人数
市	高 知 市			土佐郡	土 佐 町		
	室 戸 市				大 川 村		
	安 芸 市			吾川郡	い の 町		
	南 国 市				仁 淀 川 町		
	土 佐 市			高岡郡	中 土 佐 町		
	須 崎 市				佐 川 町		
	宿 毛 市				越 知 町		
	土佐清水市				檮 原 町		
	四 万 十 市				日 高 村		
	香 南 市				津 野 町		
安芸郡	香 美 市				四 万 十 町		
	東 洋 町			幡多郡	大 月 町		
	奈 半 利 町				三 原 村		
	田 野 町				黒 潮 町		
	安 田 町						
	北 川 村						
	馬 路 村						
長岡郡	芸 西 村						
	本 山 町			別紙小計			
	大 豊 町			合 計			

令和 7 年執行の第 2 7 回参議院議員通常選挙の不在者投票の明細は、上記のとおりです。

令和 7 年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

金融機関名	銀行 支店
種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
ふ り が な	
口 座 名 義	

所 在 地 〒

施 設 名

不在者投票管理者
職 氏 名

※ 口座名義及びふりがなは省略せず通帳等への記載のとおり記入すること。

発行責任者の氏名及び連絡先

担当者の氏名及び連絡先

- 備考 1 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙の両方の不在者投票を行った場合でも 1 人として計算してください。
- 2 高知県外の市町村の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、不在者投票を行った者についても、「市町村名」欄の空欄のところに都道府県名及び市町村名を記入して、該当する人数を記入してください。
- 3 選挙の期日後、各施設において確定した数を記入し、県選管に対して提出してください。
- 4 この明細書を不在者投票管理者本人が提出する場合はその者の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この明細書に不在者投票管理者本人の署名又は記名押印があるときは、その必要はありません。
- この明細書には、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください(発行責任者と担当者とは、同一人物でも可)。

不在者投票明細書 (指定病院等用)

都道府県 市町村名	不在者投票を 行った選挙人数	投票用紙等の請求は 行ったが何らかの理 由で不在者投票は行 わなかった選挙人数	都道府県 市町村名	不在者投票を 行った選挙人数	投票用紙等の請求は 行ったが何らかの理 由で不在者投票は行 わなかった選挙人数
			合 計		

令和 7 年執行の第 2 7 回参议院議員通常選挙の不在者投票の明細は、上記のとおりです。

令和 7 年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

金融機関名	銀行	支店	所 在 地 〒
種 別	普 通	・ 当 座	
口 座 番 号			施 設 名
ふ り が な			
口 座 名 義			不在者投票管理者 職 氏 名

※ 口座名義及びふりがなは省略せず通帳等への記載のとおり記入すること。

発行責任者の氏名及び連絡先

担当者の氏名及び連絡先

- 備考 1 参议院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙、参议院比例代表選出議員選挙の両方の不在者投票を行った場合でも 1 人として計算してください。
- 2 高知県外の市町村の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、不在者投票を行った者についても、「市町村名」欄の空欄のところに都道府県名及び市町村名を記入して、該当する人数を記入してください。
- 3 選挙の期日後、各施設において確定した数を記入し、県選管に対して提出してください。
- 4 この明細書を不在者投票管理者本人が提出する場合はその者の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この明細書に不在者投票管理者本人の署名又は記名押印があるときは、その必要はありません。
- この明細書には、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください(発行責任者と担当者とは、同一人物でも可)。

外部立会人関係様式例

外部立会人様式 1

外部立会人選定依頼

外部立会人様式 2 － 1

外部立会人選任通知

外部立会人様式 2 － 2

外部立会人の職務の概要

外部立会人様式 3

外部立会人明細書

外部立会人様式 3 参考

領収書参考様式

参 考

外部立会人依頼等の流れ

令和7年 月 日

市
町
村 選挙管理委員会 御中

所 在 地 〒

施 設 名

不在者投票管理者
職 氏 名

担当者名	
T E L	
F A X	

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いします。

記

不 在 者 投 票 予 定 日 時 (立 会 日 時)	日 程 (公示日の翌日から選挙 期日の前日までの間)	時 間 帯 (8:30から17:00までの間)
	令和7年 月 日	: ~ :
	令和7年 月 日	: ~ :
	令和7年 月 日	: ~ :
	令和7年 月 日	: ~ :
	令和7年 月 日	: ~ :
	令和7年 月 日	: ~ :
	令和7年 月 日	: ~ :
立会場所 (いずれかに○)	当該施設 / その他 ()	

この様式は、ファックス送信でも差し支えありません。

【外部立会人様式2－1】外部立会人選任通知

令和7年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

施 設 名

不在者投票管理者
職 氏 名

あなたを、下記のとおり、令和7年執行の第27回参議院議員通常選挙について、指定
病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の_____分前までに_____において
ください。

記

立会日時： 令和 年 月 日（ ） : ～ :

不在者投票の実施場所：

※ 当日は、必ず印鑑を持参してください。

【外部立会人様式 2－2】

この用紙は、外部立会人への業務周知用に活用してください。

■投票立会人のみなさまへ（指定病院等における不在者投票立会人用）■

職務の概要

選挙人の投票の秘密を守り、選挙の公正を保持することです。

選挙人の自由な意思によって公正かつ適切に投票が行われなければ、選挙の公正を保持することができません。

1 投票立会人の心構え

投票立会人は、不在者投票管理者のもとで投票事務の公正を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会うという重要な職責を担うものです。

特に、次の点には十分ご留意くださるようお願いいたします。

- (1) 定刻までに必ず参会すること。やむを得ない事情があつて定刻までに参会できないときは、速やかに不在者投票管理者（指定病院等）に連絡してください。
- (2) 投票立会人は、投票事務が公正、的確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思により投票することができるよう、不在者投票管理者に意見を申し出るなど不在者投票管理者に協力していただくことが大切です。
なお、不在者投票管理者に意見を申し出る場合は、一方で投票手続きが進行中ですので、簡潔に要領よく申し述べるようお願いいたします。
- (3) 真にやむを得ない理由がある場合以外には投票所から出ないようにしてください。やむを得ず不在者投票記載場所の外に出るときは、不在者投票管理者に連絡のうえ投票立会人の定足数（1人）が欠けることがないようご注意ください。
- (4) 病気その他やむを得ない事故等正当な理由がなく辞職することのないようにしてください。また、その職務を怠ることがないようお願いします。

2 投票立会人の役割

投票事務全般に参加するとともに、投票事務が公正に行われるよう立ち会うことがその役割であり、その事務の主なものは次のとおりです。

- (1) 次の場合に意見を述べること。
 - ア 代理投票を拒否することについて意見を求められたとき。
 - イ 代理投票補助者の選任について意見を求められたとき。
 - ウ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議を述べること。
- (2) 不在者投票用封筒に署名（自署）すること。

外部立会人明細書（指定病院等用）

不在者投票立ち会の実績								
立 会 場 所 (施 設 名)								
立 会 人 を 選 定 し た 選 挙 管 理 委 員 会	市 町 村 選挙管理委員会							
立 会 日 時	日程 (公示日の翌日から 選挙期日の前日まで の間)	立会人氏名	時間帯 (8:30から17:00までの間)	時間数 (1 時間未満 の端数は1 時 間とする。)	当該立会に要 した経費の額 (時間数× 1,458円 ただし、8時間 を超える場合は 12,400円) ①	立会時間中の 全ての不在者 投票者数 ②	うち参議院議 員通常選挙の 不在者投票者 数 ③	参議院議員通 常選挙分の経 費の額 ①×③/② ※端数調整後
	令和7年 月 日		: ~ :	時間	円	人	人	円
	令和7年 月 日		: ~ :	時間	円	人	人	円
	令和7年 月 日		: ~ :	時間	円	人	人	円
	令和7年 月 日		: ~ :	時間	円	人	人	円
	令和7年 月 日		: ~ :	時間	円	人	人	円
	令和7年 月 日		: ~ :	時間	円	人	人	円
参議院議員通常選挙分の経費合計						円		

令和7年執行の参議院議員通常選挙における不在者投票立会人に係る経費を上記のとおり報告します。

令和 7 年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

〒

金 融 機 関 名	銀行		支店
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
ふ り が な			
口 座 名 義			

所 在 地

施 設 名

不在者投票管理者
職 氏 名

発行責任者の氏名
及 び 連 絡 先

※口座名義及びふりがなは省略せず、通帳等への記載のとおり記入すること。

担当者の氏名
及び連絡先

- 備考
- 1 請求の際には、外部立会人の謝金等領収書の写しなどを添付すること。なお、外部立会人の領収書等は、「参議院議員通常選挙分」等の内訳は不要です。
 - 2 選挙の期日後、不在者投票明細書（別記様式12）と併せて県選管に対して提出すること。
 - 3 不在者投票が1件以上あった場合で、外部立会人による立ち会いがなかったときもその旨記載して提出すること。（金融機関名等の記入は不要）
 - 4 この明細書を不在者投票管理者本人が提出する場合はその者の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この明細書に不在者投票管理者本人の署名又は記名押印があるときは、その必要はありません。
この明細書には、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください（発行責任者と担当者とは、同一人物でも可）。

【注意】

※ 口座振込の場合など外部立会人の領収書がない場合には、振込明細書や各施設の支出関係書類(支払日、相手方及び支払金額等が分かるもの)でも可

※ 県選管に提出する領収書等の添付資料はすべてコピーで可。(原本の提出は不要。)

領収書(参考例)

施 設 名
不 在 者 投 票 管 理 者

甲山病院

院長 甲山 乙夫 様

金額 5,832 円

但し、下記の不在者投票立会人謝金として

立会場所	立会日時
甲山病院	令和7年〇月〇日 13 : 00 ~ 16 : 30

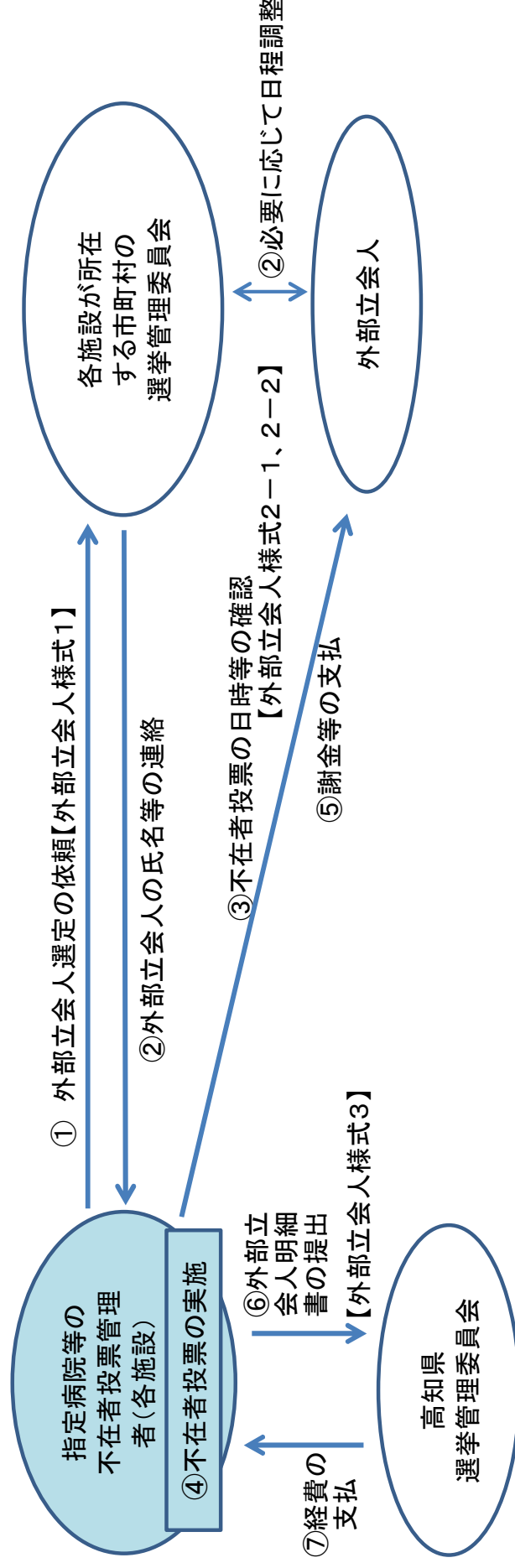
令和7年 月 日

外部立会人

住所 高知市〇〇三丁目15-2

氏名 丙川 丁三 印

外部立会人の依頼等の流れ



① 【外部立会人様式1】により、各施設が所在する市町村選挙管理委員会に対して不在者投票の希望日時を伝えるとともに外部立会人の選定を依頼する。

※ 各市町村選挙管理委員会への連絡は、事前に、可能な限り余裕をもってご連絡ください。

② 市町村選挙管理委員会が外部立会人を選定し、その者の氏名及び連絡先等について各施設あてに連絡が入る。

※ ①の依頼時期等によっては、市町村選挙管理委員会において外部立会人の選定が困難な場合もありますので、その場合には、各施設の職員等を不在者投票立会人とするなどの対応をお願いします。

③ 各施設において、市町村選挙管理委員会から連絡のあった外部立会人と直接連絡をとり、【外部立会人様式2-1】及び【外部立会人様式2-2】を活用するなどして、不在者投票の日時等の確認を行う。

※ 不在者投票の日時等について、間違いのないように各施設と外部立会人との認識を一致させてください。

④ 不在者投票を実施する。

⑤ 各施設において、外部立会人へ謝金等を支払う。（基本的に領収書を受領してください。）

⑥ 各施設から、高知県選挙管理委員会に対して【外部立会人様式3】の外部立会人明細書を提出する。（⑤の領収書を添付する。）

⑦ 県選挙管理委員会から経費の支払を行う。